

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：錦江町長、錦江町議会議長、錦江町教育委員会、錦江町選挙管理委員会、
錦江町監査委員、錦江町農業委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.1%
全職員	60.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	—%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	98.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—%
31～35年	66.7%
26～30年	91.9%
21～25年	94.3%
16～20年	96.8%
11～15年	—%
6～10年	92.1%
1～5年	78.6%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」区分には該当の職員がいないため。
- ・「本庁課長相当職」区分には女性職員がいないため。
- ・「36年以上」区分には女性職員が1名しかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。
- ・「11～15年」区分には、男性職員と女性職員が1名ずつしかおらず、特定の職員の給与が推測し得ることから、公表の対象外とする。
- ・「全職員」区分においては、女性の全職員のうち63.2%を給与水準の低い会計年度任用職員が占めていることから、割合が下がっている。
- ・「本庁課長補佐相当職」の区分においては、扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多く、扶養手当の総支給額に占める男性の割合は97%、住居手当の総支給額に占める男性の割合は100%である。また男性の方が時間外勤務時間が長い傾向にあり、総支給額に占める男性の支給額の割合は81%である。
- ・「本庁係長相当職」の区分においては、扶養手当や住居手当について、男性が世帯主や住居の契約者となっている場合が多く、扶養手当の総支給額に占める男性の割合は83%、住居手当の総支給額に占める男性の割合は88%である。また男性の方が時間外勤務時間が長い傾向にあり、総支給額に占める男性の支給額の割合は73%である。
- ・「31～35年」の区分において、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、管理職手当の総支給額に占める男性の割合は、それぞれ100%である。また女性3名のうち2名が給与水準の低い現業職である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。